

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

c. 専門人材マッチング

異業種企業（飲食・小売・運送など）と連携し、職を失った方や転職希望者に対して、介護職への職業転換を支援しています。

また、介護業務の入門研修やOJT制度を共同で整備し、ミスマッチの少ない人材確保を進めています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

当社は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、取引価格の決定にあたっては、労務費・原材料費・エネルギー費等の変動を踏まえた協議を行います。

労務費が上昇した場合には、見積書等で提示された労務費の増加分を尊重し、適切な価格改定を実施します。

また、契約書や注文書に価格算定の根拠を明示し、透明性の高い価格決定を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

① 働き方改革・人材育成

職員が安心して長く働けるよう、労働環境改善・処遇向上に努めています。

外部専門家や教育機関と連携し、介護人材の育成・キャリアアップ支援にも取り組んでいます。

② 環境配慮・地域貢献

ごみ削減・省エネ・リサイクルに配慮した運営を行うとともに、地域清掃活動や介護予防イベントなど、地域社会への貢献を積極的に行っています。

③ サプライチェーン・地域連携

地域の医療機関・福祉施設・介護事業者と連携し、利用者の生活を支える体制づくりに取り組んでいます。

また、地元事業者からの物品・サービス調達を優先し、地域経済の活性化に貢献します

令和 7 年 10 月 9 日

特定非営利活動法人 心善会

理事長 石丸 努

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。